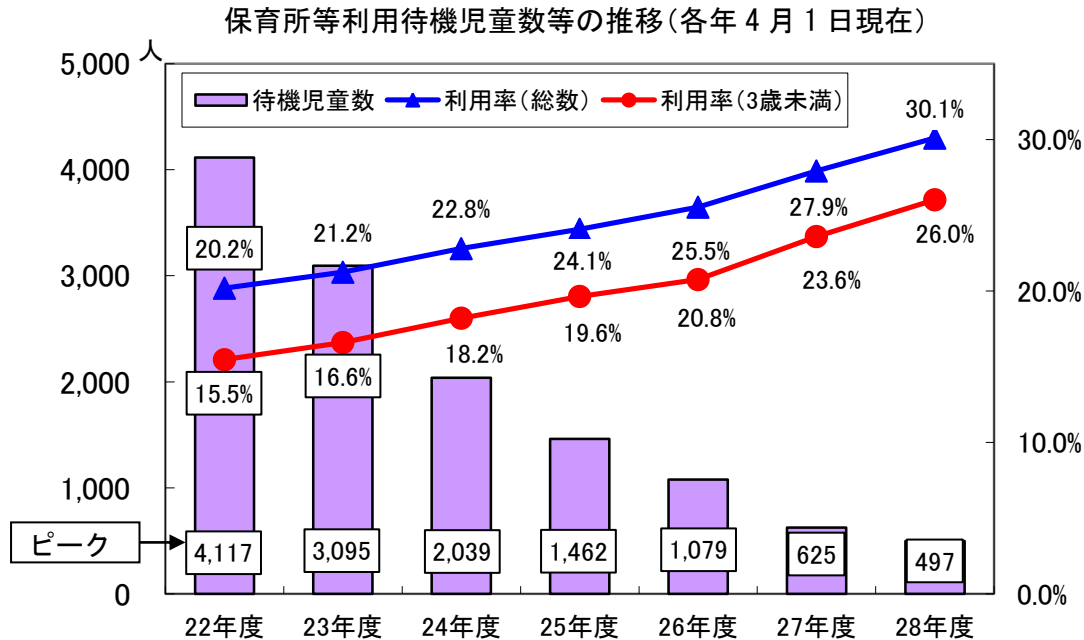


保育所等利用待機児童数の状況について

1 待機児童数の状況

○ 待機児童数は6年連続で減少、500人を下回る

平成 28 年 4 月 1 日現在の県内の保育所等利用待機児童数は 497 人（前年比▲128 人、▲20.5%）と 6 年連続で減少し、ピーク時の平成 22 年度以降初めて 500 人を下回りました。（別紙参照）



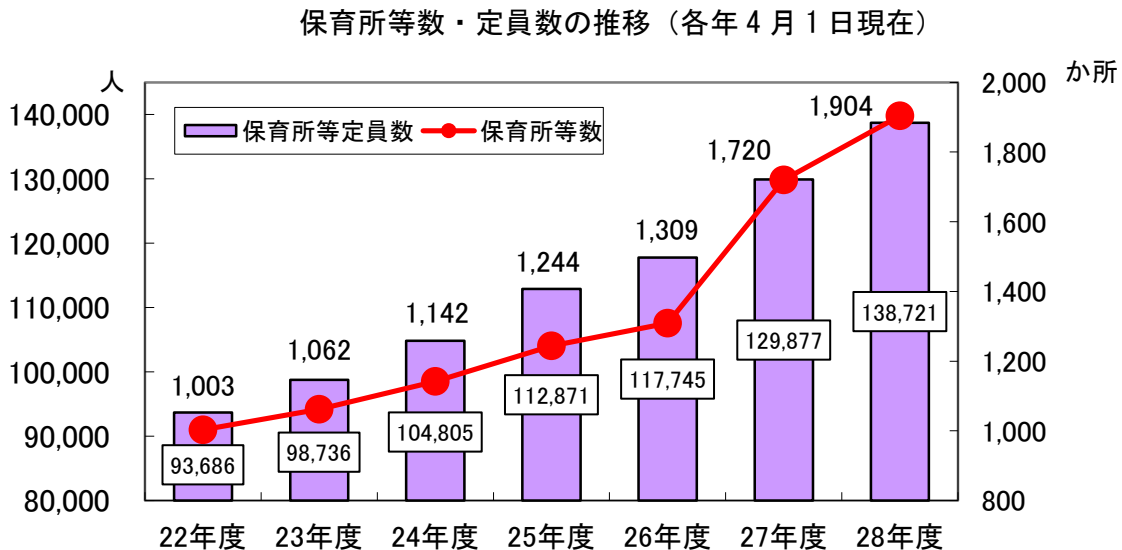
（注）利用率：就学前児童数に対する認可保育所等利用児童数の割合。

平成 27 年度から認可保育所のほか、認定こども園・地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）の利用児童を含む。

2 保育所等数・定員数の状況

○ 8,800人超の保育所等定員増

平成 28 年 4 月 1 日現在の県内の保育所等数・定員数は、安心こども基金の活用等による保育所等（保育所・認定こども園・小規模保育事業等）の整備により、1,904 か所（前年比 184 か所増、+10.7%）、138,721 人（前年比 8,844 人増、+6.8%）となりました。



（注）平成 27 年度から認可保育所のほか、認定こども園・地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）の箇所数・定員数を含む。

3 今後の取組み

本県では、認可保育所等に対する潜在的ニーズも根強いことから、引き続き市町村と連携して、保育所等の整備を進め、定員の拡充に努めてまいります。

あわせて保育所の整備に伴って顕在化している保育士不足への対応として、潜在保育士の職場復帰支援や、全国共通の保育士試験の年2回実施などによる保育士確保に取り組んでまいります。

(1) 保育所等の整備への支援

平成28年度当初予算における保育所等整備費補助 92億1,000万円
(188か所、約6,500人定員増)

(主な内訳)		
認可保育所の整備	88か所	約4,500人増
認可外保育施設の認可移行	18か所	510人増
小規模保育事業所の整備	61か所	910人増
認定こども園の整備	8か所	567人増

(2) 保育士確保の取組み

ア 潜在保育士の復帰支援

(ア) かながわ保育士・保育所支援センターによる就職相談・あっせん

(イ) 就職支援セミナー・就職相談会の開催

イ 全国共通の保育士試験の年2回実施

ウ 保育士養成施設に入学した学生を対象とした修学資金や、潜在保育士の就職準備金の貸付

問い合わせ先

神奈川県県民局次世代育成部次世代育成課

課長 榊原 電話045-210-4660 (直通)

副課長 三杉 電話045-210-4661 (直通)

FAX 045-210-8956

1 保育所等利用待機児童数の状況

別紙

(各年4月1日現在、単位:人)

市町村名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(A)	28年度(B)	対前年比 (B-A)	備考
横浜市	1,552	971	179	0	20	8	7	▲ 1	
川崎市	1076	851	615	438	62	0	6	6	
相模原市	514	460	244	132	93	0	0	0	
横須賀市	39	35	36	34	24	21	19	▲ 2	
政令・中核計	3,181	2,317	1,074	604	199	29	32	3	a
平塚市	30	0	20	30	35	0	0	0	
鎌倉市	57	44	42	27	55	50	44	▲ 6	
藤沢市	287	254	379	277	258	83	55	▲ 28	
小田原市	15	19	27	18	19	16	22	6	
茅ヶ崎市	167	175	180	174	140	115	89	▲ 26	
逗子市	10	17	30	18	30	4	19	15	
三浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	
秦野市	45	8	7	6	8	51	0	▲ 51	
厚木市	47	37	21	18	28	17	10	▲ 7	
大和市	119	97	127	147	128	25	0	▲ 25	
伊勢原市	18	11	8	14	17	9	47	38	
海老名市	20	6	16	21	42	35	27	▲ 8	
座間市	34	39	41	43	39	39	43	4	
南足柄市	2	1	1	0	2	9	18	9	
綾瀬市	30	26	20	17	18	45	44	▲ 1	
葉山町	28	19	26	30	28	40	9	▲ 31	
寒川町	10	9	8	9	11	10	10	0	
大磯町	7	5	3	1	11	18	18	0	
二宮町	0	0	0	0	0	10	0	▲ 10	
中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	
大井町	0	0	0	0	0	0	1	1	
松田町	0	1	1	0	2	0	0	0	
山北町	0	0	0	0	0	0	0	0	
開成町	0	1	0	0	0	5	5	0	
箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	
湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	
愛川町	8	9	7	8	7	14	4	▲ 10	
清川村	2	0	1	0	2	1	0	▲ 1	
県所管域計	936	778	965	858	880	596	465	▲ 131	b
県合計	4,117	3,095	2,039	1,462	1,079	625	497	▲ 128	c=a+b
対前年比	872 (+26.9%)	▲ 1,022 (▲ 24.8%)	▲ 1,056 (▲ 34.1%)	▲ 577 (▲ 28.3%)	▲ 383 (▲ 26.2%)	▲ 454 (▲ 42.1%)	▲ 128 (▲ 20.5%)		

2 年齢別待機児童数の状況

年齢別の待機児童数では、3歳未満の低年齢児が全体の84.7%と、依然として高い割合を占めています。その背景には、低年齢児の利用申込率が上昇していることがあります。

① 年齢別待機児童の割合（平成28年4月1日現在）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	計
待機児童数(人)	32	238	151	60	16	497
構成比(%)	6.4	47.9	30.4	12.1	3.2	100.0

421人 84.7%

※ 待機児童に占める3歳未満児の数・割合の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
待機児童数(人)	1,598	1,161	853	520	421
割合(%)	78.4	79.4	79.1	83.2	84.7

② 3歳未満児の保育所等利用申込の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用申込数(人)	48,926	51,847	54,715	61,707	67,234
利用申込率(%)	21.0	22.4	23.6	26.8	29.5

* 利用申込率：就学前児童に対する認可保育所等への利用申込児童数の割合

3 待機児童が多い市における状況

待機児童が50人以上の市は茅ヶ崎市と藤沢市となっています。

昨年度は茅ヶ崎市が100人以上でしたが、定員増を進め、平成28年4月1日の待機児童は100人以下となりました。

(単位：人)

市名	平成28年4月1日 現在待機児童数	(対前年比)	保育所等定員数 対前年増数	平成27年4月1日 現在待機児童数
茅ヶ崎市	89	(▲26)	+478	115

藤沢市	55	(▲28)	+512	83
伊勢原市	47	(+38)	+28	9

(※参考 政令市の状況)

横浜市	7	(▲1)	+3,075	8
川崎市	6	(+6)	+1,870	0
相模原市	0	(±0)	+1,056	0

4 保育所等利用申込・入所待機状況

(単位：人)

項目	人数	年齢別内訳		備考
		3歳未満	3歳以上	
保育所等利用申込者数 (※)	146,266	67,234	79,032	①
利用児童数	137,299	59,277	78,022	②
保育所	129,773	54,421	75,352	
認定こども園	4,198	1,536	2,662	
地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）	3,328	3,320	8	
保留児童数	8,967	7,957	1,010	③=①-②
預かり保育を実施している幼稚園④	21	-		
国庫補助を受けている認可外保育施設⑤	30	-		
地方単独補助を受けている認可外保育施設⑥	2,790	-		
求職活動中のうち、求職活動を休止している者⑦	1,225	-		
特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している者⑧	3,075	-		
育児休業中の者⑨	1,329	-		
待機児童	497	421	76	⑩=③-(④～⑨)

※保育所のほか、認定こども園・地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育）を含む。

保育所等利用待機児童の定義

(定義) 保育所等利用待機児童とは

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないものを把握すること。

(注1) 保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注2) 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。

(注3) 付近に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業がない等やむを得ない事由により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、

- ① 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業で保育されている児童
 - ② 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育されている児童
 - ③ 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成、就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している児童
 - ④ 企業主導型保育事業で保育されている児童
- については、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注4) いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

(注5) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を現在利用しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注6) 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込が出ているような、利用予約（利用希望日が調査日より後のもの）の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

(注7) 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

※ 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等とは、

- (1) 開所時間が保護者の需要に応えている。（例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど）
- (2) 立地条件が登園するのに無理がない。（例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など）
- (3) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の対象となっている施設
- (4) 地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）の対象となっており、市町村子ども・子育て支援事業計画の提供体制確保に規定されている施設（保護者の保育ニーズに対応していることが利用者支援事業等の実施により確認できている場合）

(注8) 保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること。その場合においても、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。